

一般質問 一問一答



平田 武 議員

危機管理体制に ついて

世界的な事件として、テロの課題や北朝鮮における原爆の実験、ミサイルの発射は脅威を感じますが、今回は本市を取りまく自然災害や、震災復旧にあたっての事を主体に一般質問をいたしました。

問 本部長、公務多忙の中で、不在時の対応について。
答 副市長が代行する事になっているが、ここ5年間で57の案件が発生している。その内10回、対策会議開催され、副市長の代行は2回あった。
問 昨年8月、新田川氾濫すれすれの状況となり、一時避難の指示があった。河川敷内の堆積土砂の撤去について。
答 2級河川は県で管理となるが、連携して



氾濫直前の新田川

問 小規模林地開発における土砂流出について、必要性は充分認識するが、現在22ヶ所で採掘され、55地区で完了している。約200haの開発であり、本来は市の誘導の下に行うべきでは。
答 今後は、届出者に対して、指導の徹底等について指導する。開

発行為の着手の前に、行政区長、地域住民に説明を行うと同時に周辺住民の理解に努める。適正な土砂の搬入、搬出にあたる。

問 住民票の異動していない避難者等の把握状況については。
答 避難先自治体登録者は、定期的報告あり。

質問を終えて

市長不在時の災害対応は、迅速な初期対応が要求される。採掘後において行政負担はダメ。

その他の質問

- 1 防災備蓄倉庫の進捗状況について
- 2 本市の交通事故の対策について
- 3 平成30年以降の水田活用策について

一般質問



荒木千恵子 議員

高齢者の緊急時 支援体制の強化

問 転入者や高齢者のみ世帯が増加している中で、行政区長が高齢者の住所や生活状況把握できない状況が出てきている。高齢者支援のために情報共有が大事と考えるが。
答 市では要配慮者名簿を作り民生委員に配っている。区長へは配布していないが、緊急時には区長へも情報提供していきたい。

問 それでは遅いと考えるが。
答 今後区長会定例会で話し合いを持ちたい。

高齢者の移動手段

問 デマンドタクシーの実現を求める陳情書で示された市民の願いは、市の公共交通政策の中にどう反映されているのか伺う。
答 3月の公共交通活性化協議会で、原

町区鹿島区での定額タクシーの導入が決定され、国と調整中である。

問 玄関から玄関までの移動、安い利用料等の要望が実現の方向で検討中という事か。
答 玄関から玄関まで、料金割引を検討している。



〔太田：高地区〕高たのしみ会

問 甲状腺がんの多発について、県は放射線の影響は考えにくく評価しているが、

甲状腺がんの多発を指摘する専門家も少なくない。どう受け止めるのか。
答 県の評価は十分信頼できると考える。検査結果を注視していきたい。

問 検査縮小の動きも見られたが、長期的に規模を縮小せず継続が必要と考えるが。
答 市も必要と考える。

質問を終えて

高齢者の移動手段、デマンドタクシーの陳情内容が反映されそうでよかったですね。

その他の質問

- 1 緊急通報装置の設置希望者の把握について
- 2 高齢者世帯への支援について
- 3 虫歯予防・幼少期のフッ化物洗口について



小川 尚一 議員

将来に残す脱原発と環境未来都市

考えを持っている。

問 本市は原子力災害の被害者です。尚且つ全国や世界から様々な支援を頂いて、ここ

答 市内の児童・生徒が放射線に関する正しい知識と判断力を身につけるために放射線教育推進計画を策定している。これがこの地域で学んでいる子どもたちへのまず第一にやらなければならない努めだと思っている。

問 私どもは原子力災害の被害者です。尚且つ全国や世界から様々な支援を頂いて、ここ

答 市内の児童・生徒が放射線に関する正しい知識と判断力を身につけるために放射線教育推進計画を策定している。これがこの地域で学んでいる子どもたちへのまず第一にやらなければならない努めだと思っている。

問 私どもは原子力災害の被害者です。尚且つ全国や世界から様々な支援を頂いて、ここ



脱原発都市宣言の看板

問 生活ごみの収集管理についてごみ袋への登録番号記載、集積所の管理等、一部守られていない現状があるが、対応策について伺う。

答 問題のある集積所については、ごみ出しの時間帯に職員が立ち会い注意、指導を行っている。環境美化に努める。

質問を終えて
「脱原発都市宣言」と「環境未来都市」「再生可能エネルギー推進」は、全て同根です。

その他の質問

- 1 再生可能エネルギー推進ビジョンの進捗
- 2 南相馬市環境未来都市計画の更新と実現
- 3 市役所職員の「ほうれんそう」の徹底



渡部 一夫 議員

改正がん対策法について

すことを挙げ、がん患者への国民の理解が深まるよう求めている

問 がん対策において、がん患者（がん患者であったものも含む）がその状況に応じた必要な支援を受けられるように、今般、法の改正がなされているが、本市の現状と今後の取組みを伺う。

答 現在市では健康増進法に基づくがん検診を中心に早期発見、早期治療の事業に取り組むと共に、各種保健事業ではがん予防に関する受動喫煙の予防や禁煙の啓発、生活習慣改善のための保健指導等を行っている。今年度策定する次期保健計画の中でがん対策について、改正がん対策基本法の視点を盛り込む。

問 改正法の基本理念として、がん患者が尊厳を保持しながら、安心して暮らすことができ

答 がんと診断された後には、がん治療と就労の両立の課題、手術などによる容姿の変化や結婚、出産、遺伝など多くの課題に遭遇すると考える。改正法の基本理念は、がん患者が遭遇する社会での生きづらさを解消し、がん患者が円滑な社会生活を営むことが出来る社会環境の整備が図られることを求めている。このような社会環境を整備するためには保健福祉分野にとどまらず、医療、産業、教育といった分野なども含めて取り組む必要があるものと考えている。

問 がん対策において、がん患者が尊厳を保持しながら、安心して暮らすことができる

答 がんと診断された後には、がん治療と就労の両立の課題、手術などによる容姿の変化や結婚、出産、遺伝など多くの課題に遭遇すると考える。改正法の基本理念は、がん患者が遭遇する社会での生きづらさを解消し、がん患者が円滑な社会生活を営むことが出来る社会環境の整備が図られることを求めている。このような社会環境を整備するためには保健福祉分野にとどまらず、医療、産業、教育といった分野なども含めて取り組む必要があるものと考えている。

質問を終えて
議案質疑も一般質問もそうですが、「市民の立場に立つ」答弁が聞きたいと、切に思う。

その他の質問

- 1 東日本大震災及び原発事故について
- 2 市民生活について
- 3 子ども・子育て支援について



保健センター

一般質問